

澄川地区防災計画

澄川地区連合会

令和6年3月

本計画は、基本方針や今後の検討課題などを定めた「本書」と「別冊」である安心・安全マップにより構成するものとする。

1 計画の対象地区(範囲)

この計画の範囲は、以下に掲げる「札幌市南区澄川地区連合会」とします。

(1)澄川西小学校区

【澄川第1町内会】

澄川1条1丁目～澄川1条4丁目、澄川2条1丁目(6番、7番)、澄川2条2丁目(1番、7番)、
澄川2条3丁目(1番、7番～10番)、澄川2条4丁目(1番)

【澄川第2町内会】

澄川2条1丁目(1番～5番)、澄川2条2丁目(2番～6番)、澄川3条1丁目～澄川3条2丁目、
澄川4条1丁目(1番1号～16号、24号～50号)、澄川4条2丁目(1番、2番)

【澄川第4町内会】

澄川2条3丁目(2番～6番)、澄川2条4丁目(2番～11番)、澄川3条3丁目、
澄川3条4丁目(1番～6番)、澄川4条3丁目(1番～3番)、澄川4条4丁目(1番1号～10番)

【澄川第7町内会】

澄川2条4丁目(12番～14番)、澄川2条5丁目、澄川3条4丁目(7番)、
澄川3条5丁目～澄川3条6丁目、澄川4条4丁目(1番15号～27号)、澄川4条5丁目(1番)

(2)澄川小学校区

【澄川第3町内会】

澄川4条1丁目(1番17号～23号、2番～10番)、
澄川4条2丁目(3番～10番、11番1号～17号、33号～39号、12番～17番)

【澄川第5町内会】

澄川4条2丁目(11番18号～32号)、澄川4条3丁目(4番～9番)、
澄川5条3丁目(1番～7番)

【澄川第6町内会】

澄川5条3丁目(8番、9番、10番1号～18号)、澄川5条4丁目(2番～6番)、
澄川5条5丁目(9番1号～5号、10番～19番)、澄川5条6丁目(9番～14番)、
澄川6条3丁目～澄川6条6丁目

【澄川新陽町内会】

澄川4条6丁目、澄川4条7丁目((1番～10番、11番1号～13号)、
澄川4条8丁目(2番1号～11号)、澄川5条6丁目(1番～8番)、澄川5条7丁目(1番)

【澄川中央町内会】

澄川4条4丁目(2番～11番)、澄川4条5丁目(2番～12番)、
澄川5条4丁目(1番・7番～9番)、澄川5条5丁目(1番～8番、9番6号～32号)

(3)澄川南小学校区

(澄川第9町内会)

澄川4条7丁目(11番14号~37号、12番~14番)、

澄川4条8丁目(1番4号~14号、2番16号~32号、3番)、

澄川4条9丁目~10丁目、12丁目、

澄川4条11丁目(1番~5番、6番2号~19号、7番~8番、9番12号~26号)、

澄川5条9丁目(8番1号~6号、14号、43号)、澄川5条10丁目(1番)、

澄川389番、458~461番、真駒内東町3丁目

[澄川第10町内会]

澄川5条7丁目(2番~7番)、澄川5条8丁目~澄川5条9丁目、

澄川6条7丁目~澄川6条10丁目、澄川6条11丁目(20番~21番)

[澄川朝日台町内会]

澄川6条11丁目(1番~19番、22番)、澄川6条12丁目~澄川6条13丁目

[澄川緑ヶ丘町内会]

澄川4条11丁目(6番、9番)、

澄川5条10丁目(2番~)~澄川5条13丁目

2 基本方針

澄川地区の住民の自主的な防災意識の向上を図り、地震、風水害、火災等の災害が発生した時の被害を最小限にとどめることを目的に、以下の取り組みを実践していくものとする。

(1)校区内町内会検討会議

地形的条件から被害想定が異なる3小学校区の防災活動に資するため、関係町内会による体制(校区内町内会検討会議)を構築する。

(2)連合会の支援体制

連合会は自ら地区全体の防災に関する事業活動をおこなうほか、前記(1)の検討会議の活動に対して予算の範囲内で支援を行う。

3 防災活動の内容(目標)

- (1) 3小学校区の「校区内町内会検討会議」の設立**
- (2) 防災意識向上のため「安心・安全マップ」(別冊)の更新**
- (3) 災害時を想定した避難所運営研修の開催・運営マニュアル作成**
- (4) 防災意識向上・啓発のため防災訓練(地区全体・校区毎)の開催**
- (5) 「校区内町内会検討会議」に対する連合会の支援体制の確立**

4 今後の検討事項

- (1) 「校区内町内会検討会議」の活動の継続**
- (2) 「安心・安全マップ」(別冊)等防災意識向上のための各種資料の定期的な見直し**
- (3) 避難所運営研修に係る運営マニュアルの定期的検証、見直し**
- (4) 「校区内町内会検討会議」に対する連合会の支援体制の継続**